

浦幌町水防計画

令和3年12月

目 次

第1節 総則	1
第1 目的	1
第2 用語の定義	1
第3 水防責任の大綱	3
第4 安全配慮	4
第2節 水防組織	5
第1 町の組織	5
第2 隣接市町村水防管理団体及び警察官の応援	7
第3節 水防危険区域の指定	9
第1 水防危険区域の指定	9
第2 水防施設等	9
第4節 通信連絡	11
第1 雨量・水位観測及びダム情報等の通信系統	11
第2 予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の通信連絡	12
第3 水防通信連絡	17
第5節 水防活動	18
第1 水防非常配備体制	18
第2 監視及び警戒	19
第3 警戒区域	19
第4 水防作業	20
第5 避難及び立退き	20
第6 非常輸送	21
第7 決壊通報	21
第8 水防信号	22
第6節 費用負担と公用負担及び公務災害補償	23
第1 費用負担	23
第2 公用負担	23
第3 公務災害補償	25
第7節 水防報告	26
第8節 水防訓練	27

第1節 総則

第1 目的

(目的)

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、浦幌町の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、洪水、その他による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する浦幌町又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めると

ころにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（10）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

（11）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

（12）水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

（13）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合におい

て、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（14）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（15）避難判断水位

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

（16）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

（17）特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

（18）重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

（19）浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第3 水防責任の大綱

（水防の責任）

法に定める水防に係りのある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1 浦幌町

法第3条の規定に基づき、浦幌町は水防管理団体として、浦幌町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 帯広開発建設部

- (1) 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。
- (2) 国の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量・水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

3 十勝総合振興局

- (1) 十勝総合振興局は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。
- (2) 十勝総合振興局長は、法第14条3項の規定により次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者にその内容を通知すること。
 - ア 帯広測候所が気象の状況により、洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合
 - イ 法第14条2項の規定により、指定した河川につき北海道開発局長が発表する水防警報を受けた場合

4 帯広建設管理部

- (1) 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。
- (2) 道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量、水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

5 居住者等の義務

法第24条の規定に基づき、浦幌町の区域内に居住する者、及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2節 水防組織

第1 町の組織

(組織)

町は、浦幌町災害対策本部条例（昭和37年浦幌町条例第18号）の定めるところに準じ、浦幌町水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課で行うものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

(防災会議)

町は、法第33条の規定に基づき、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、浦幌町防災会議に諮るものとする。

(水防事務の組織及び所掌事務)

水防本部の組織及び所掌事務は、Ⅱ自然災害対策編 第2章第2節「防災活動体制」に準じる。

(消防機関の水防分担区域)

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域外の区域であっても消防機関の長が必要と認め指示したときは、直ちに出勤し、現地水防活動にあたるものとする。

地区名	行政区名	担当	責任者	人員	連絡先	担当河川名
全域	全行政区	浦幌消防署 団本部	消防署長 消防団長	21 15	浦幌 消防署 576-2419	全河川
浦幌・ 中浦幌 地区	浦幌市街及び万年、 稲穂、幾千世、幾栄、 時和、帯富、常豊、 常室、福山、円山、 留真、瀬多来	第1分団	第1 分団長	32	浦幌 消防署 576-2419	浦幌川及び 左記地区内河川
下浦幌 地区	字吉野、共栄、平和、 大平、統太、生剛、 養老、朝日、愛牛、 十勝太、静内、豊北	第2分団	第2 分団長	20	吉野 分遣所 576-2346	十勝川・浦幌川 及び 左記地区内河川
厚内 地区	字厚内、上厚内、 直別	第3分団	第3 分団長	25	厚内 分遣所 578-2050	厚内川・直別川 及び 左記地区内河川
上浦幌 地区	字川上、栄穂、 貴老路、恩根内、 川流布、宝生、合流、 相川、富川、美園、 活平	第4分団	第4 分団長	28	上浦幌 分遣所 576-6244	浦幌川及び 左記地区内河川

第2 隣接市町村水防管理団体及び警察官の応援

(河川管理者の協力)

河川管理者（北海道開発局長及び北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

1 北海道開発局長の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材及び備蓄資器材の貸与
- (5) 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

2 河川に関する情報の提供

北海道開発局長から水防管理者への河川に関する情報は次により伝達するものとする。

伝達する情報	伝達方法
十勝川・浦幌十勝川・下頃辺川・浦幌川の水位情報	市町村向け「川の防災情報」
河川管理施設の操作状況に関する情報	ファックス又はメール
CCTVの映像情報	防災情報共有システム
ヘリ巡視の画像	防災情報共有システム

3 北海道知事の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

(隣接市町村水防管理団体の応援)

水防管理者は、法第23条の規定に基づき水防のため緊急の必要があるときは、隣接水防管理団体に対して、次により応援を求めるものとする。

		要請先	電話
浦幌町水防管理者 (総務課長)	豊 頃 町		015-574-2211
	池 田 町		015-572-3111
	本 別 町		0156-22-2141
	釧路市音別町行政センター		01547-6-2231
	とち広域消防事務組合		0155-26-0119
	釧路市消防本部		0154-22-2156

(警察官との協力応援)

警察官との協力応援は、「浦幌町地域防災計画」Ⅱ自然災害対策編 第2章第3節第9「災害警備活動」の定めるところによるものの他、水防管理者及び消防機関の長が水防のために必要があるときは、次により協力応援を求めるものとする。

応援又は協力を求める事項	要 請 先	要請者(担当)	根拠法令
警戒区域への立入禁止等の措置	池田警察署 (572-0110)	消防署長	法第21条
警察官の出動		水防管理者 (総務課長)	法第22条
警察通信施設の使用		水防管理者 (総務課長)	法第27条
避難・立退きの場合における措置		水防管理者 (総務課長)	法第29条

第3節 水防危険区域の指定

第1 水防危険区域の指定

(水防危険区域の指定)

本町の区域内的の河川等で水防上特に重要な警戒防御区域は、資料編に記載のとおりとする。

第2 水防施設等

(雨量、水位観測所)

本町の区域内に設置された雨量、水位観測所は次のとおりである。

■水位観測地点

観測所名 (所管)	河川名 及び 地区名	位置	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避難判断 水位 m	氾濫 危険水位 m
茂岩 (帯広開発建設部)	十勝川	豊頃町茂岩字牛朱別29 線261番地の6	6.20	6.90	10.00	10.90
大平橋 (")	下頃辺川	浦幌町字愛牛 (大平橋地点)	4.00	4.80	6.10	6.70
十勝太 (")	浦幌 十勝川	浦幌町字十勝太 (浦幌大橋上300m)	2.00	2.50	2.60	3.20
万年橋 (")	浦幌川	浦幌町字万年 (万年橋地点)	9.76	11.92	12.81	14.34
浦幌川留真 (帯広建設管理部)	"	浦幌町字留真240番1 (留真第3橋地点)	54.08	55.16	—	56.36
浦幌川活平 (")	"	浦幌町字活平389番1地 先河川敷 (中川橋地点)	108.74	109.88	—	111.14
浦幌川万年 (")	"	浦幌町字万年288番3地 先河川敷 (万年橋地点)	9.76	11.92	12.81	14.34

■雨量観測地点

観測所名 (所管)	河川名及び 地区名	位置
上浦幌 (帯広開発建設部)	浦幌川	浦幌町字美園 (旧上浦幌小学校)
浦幌川留真 (帯広建設管理部)	"	浦幌町字留真240番1 (留真第3橋地点)
浦幌川活平 (")	"	浦幌町字活平389番1地先河川敷 (中川橋地点)
浦幌川万年 (")	"	浦幌町字万年288番3地先河川敷 (万年橋地点)
留真(気象) (釧路地方気象台)	上浦幌地区	浦幌町字留真
浦幌(気象) (")	浦幌地区	浦幌町字桜町

(水防倉庫及び水防用資器材の備蓄)

本町の水防倉庫及び水防用資器材の備蓄に不足が生じたときは、必要に応じて地元業者等から調達するものとする。

(水防用土砂の堆積)

水防管理者は、有事に備え土砂採取場を保有し、又は土砂を必要な場所に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保するものとする（採取場所：浦幌町字時和）。

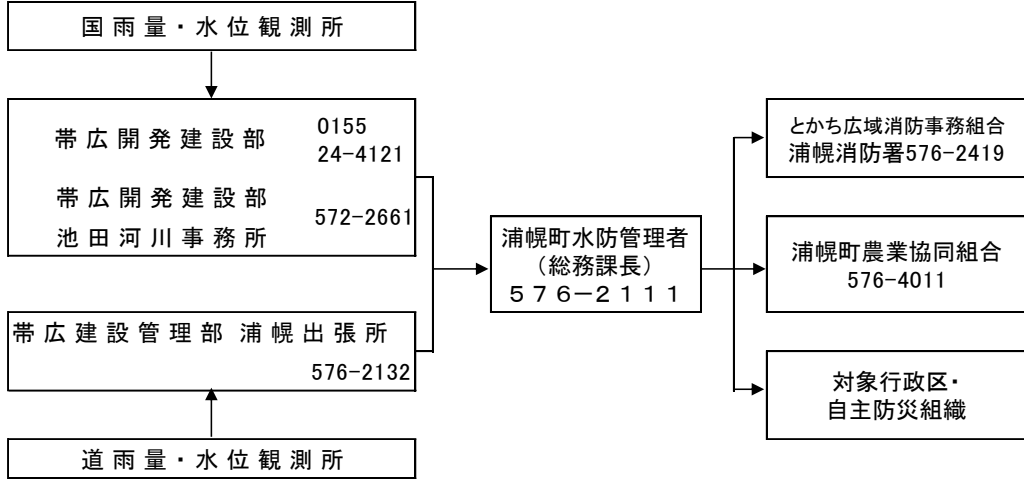
第4節 通信連絡

第1 雨量・水位観測及びダム情報等の通信系統

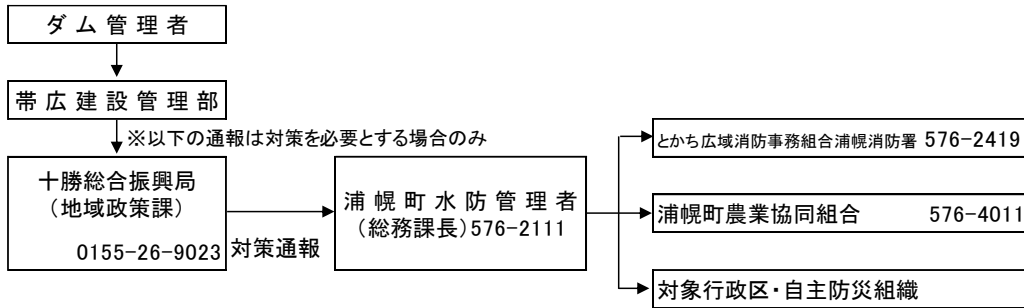
(雨量・水位観測及びダム情報等の通信系統)

雨量・水位観測及びダム情報等の通信系統は、次のとおりである。

■ 1 雨量・水位観測通報系統



■ 2 ダム情報等通報系統



第2 予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の通信連絡

(水防活動用予警報等)

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、帯広測候所・釧路地方气象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。また、河川情報の収集については、インターネットで公開されている「川の防災情報」などを活用し、随時に雨量及び水位情報の収集・把握に努めなければならない。

インターネット

【川の防災情報】(所管：国土交通省) <http://www.river.go.jp/>

携帯電話

【川の防災情報】(所管：国土交通省) <http://i.river.go.jp/>

■ 1 水防活動用予警報の種類

	種類	発表機関	摘要
予報(注意報を含む)、 警報並びに情報等 気象業務法第14条の2 第1項 水防法第10条第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報	気象官署	一般向け注意報及び 警報の発表をもって 代える
洪水予報 水防法第10条第2項・ 第11条第1項 気象業務法第14条の2 第2項・3項	○川氾濫発生情報 ○川氾濫危険情報 ○川氾濫警戒情報 ○川氾濫注意情報	北海道開発局 北海道 気象官署共同	指定河川について、 水位又は流量を示し て行う予報
水位到達情報 水防法第12条第2項	○川氾濫危険水位 ○川避難判断水位 ○氾濫注意水位 水防団待機水位	北海道開発局 北海道	指定河川について、 あらかじめ定めた水 位に達したとき、通 知及び周知する情報
水防警報 水防法第10条の6	待機・準備・ 出動・指示・ 解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防 管理団体に水防活動 を行う必要があるこ とを警告して発表

(注) 水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものでなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。従って、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されることになる。

1 洪水予報指定河川

(1) 十勝川 水防警報区

(左岸) 自：上川郡清水町字熊牛38番の5地先 至：海

(右岸) 自：上川郡新得町字屈足東2線25番地先 至：海

(2) 利別川 水防警報区

(左岸) 自：中川郡本別町本別100番の1地先 至：十勝川合流点

(右岸) 自：中川郡本別町本別11番の2地先 至：十勝川合流点

2 水位周知河川

(1) 十弗川 水防警報区

(左岸) 自：中川郡池田町字東台54番地先 至：利別川合流点

(右岸) 自：中川郡池田町字東台55番地先 至：利別川合流点

(2) 下頃辺川 水防警報区

(左岸) 自：十勝郡浦幌町字稲穂362番の1地先 至：浦幌十勝川合流点

(右岸) 自：十勝郡浦幌町字稲穂372番地先 至：浦幌十勝川合流点

(3) 浦幌十勝川 水防警報区

自：下頃部川の合流点 至：海

(4) 浦幌川 水防警報区

(左岸) 自：十勝郡浦幌町字生剛136番地先 至：浦幌十勝川合流点

(右岸) 自：十勝郡浦幌町字生剛6番地先 至：浦幌十勝川合流点

(5) 浦幌川 水防警報区

(左岸) 自：十勝郡浦幌町字帯富183番1地先第一浦幌橋下流端

至：十勝郡浦幌町字生剛136番1地先北海道管理区間下流端

(右岸) 自：十勝郡浦幌町字帯富185番1地先の第一浦幌橋下流端

至：十勝郡浦幌町字生剛136番1地先北海道管理区間下流端

3 水防警報指定河川

(1) 十勝川 水防警報区

(左岸) 自：上川郡清水町字熊牛38番の5地先 至：海

(右岸) 自：上川郡新得町字屈足東2線25番地先 至：海

(2) 利別川 水防警報区

(左岸) 自：中川郡本別町本別100番の1地先 至：十勝川合流点

(右岸) 自：中川郡本別町本別11番の2地先 至：十勝川合流点

(3) 十弗川 水防警報区

(左岸) 自：中川郡池田町字東台54番地先 至：利別川合流点

(右岸) 自：中川郡池田町字東台55番地先 至：利別川合流点

(4) 下頃辺川 水防警報区

(左岸) 自：十勝郡浦幌町字稲穂362番の1地先 至：浦幌十勝川合流点

(右岸) 自：十勝郡浦幌町字稲穂372番地先 至：浦幌十勝川合流点

(5) 浦幌十勝川 水防警報区

自：下頃部川の合流点 至：海

(6) 浦幌川 水防警報区

(左岸) 自：十勝郡浦幌町字生剛136番地先 至：浦幌十勝川合流点

(右岸) 自：十勝郡浦幌町字生剛6番地先 至：浦幌十勝川合流点

■参考

洪水予報の発表情報

① ○○川氾濫注意情報

発表する時期 氾濫注意水位に到達した時

② ○○川氾濫警戒情報

発表する時期 避難判断水位に到達した時、あるいは、水位予測に基づき
氾濫危険水位に達すると見込まれる時

③ ○○川氾濫危険情報

発表する時期 氾濫危険水位に到達した時

④ ○○川氾濫発生情報

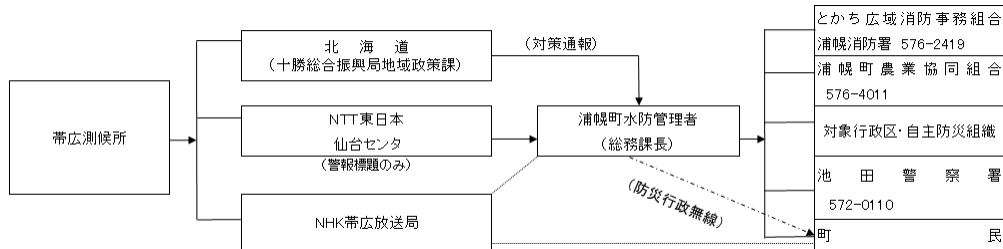
発表する時期 氾濫が発生した時

発表の目的 氾濫の発生の周知

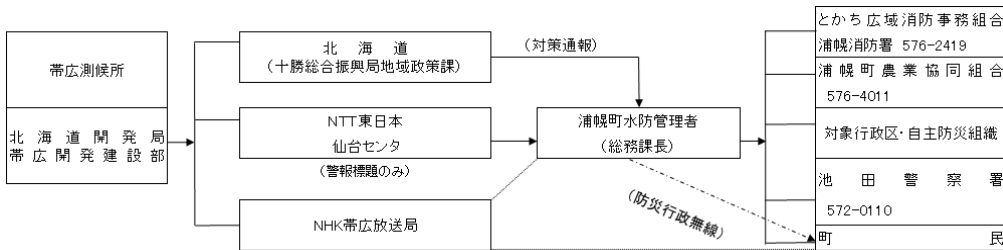
(水防活動用予報(注意報を含む)、警報並びに情報等の伝達)

水防管理者は、水防活動用予報(注意報を含む)、警報並びに情報等、水防警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

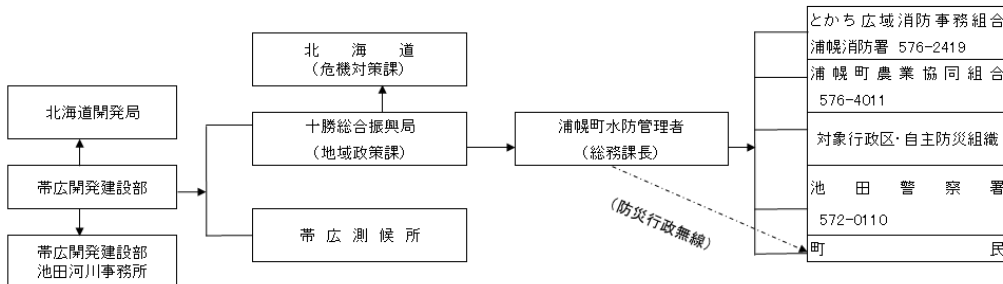
■ 1 水防活動用予報(注意報を含む)、警報並びに情報等伝達系統



■ 2 洪水予報(十勝川)



■ 3 水防警報等(十勝川)



※水防情報—水位の昇降、満水時間及び最高水位とその時間等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発表するもの。

※水防警報—法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川において洪水による災害の発表が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については開発局長が、知事が指定する河川については知事が水防を必要と認め警告するもの。

《水防警報の種類・内容及び発表基準》

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	予報（注意報を含む）、警報並びに情報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警報するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨警告するもの。	洪水注意報（氾濫注意情報）等により、又は水位、流量その他の河川状況により警戒水位（氾濫注意水位）に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（水があふれる）、漏水、法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川の状を示してその対応策を指示するもの。	洪水警報（氾濫警戒情報）等により、又は、既に警戒水位（氾濫注意水位）を超え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び該当基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位（氾濫注意水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第3 水防通信連絡

(水防通信連絡)

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機関名	連絡責任者	所在地	第1次系統	第2次系統	第3次系統
とちぎ広域消防事務組合 浦幌消防署	署長	浦幌町字桜町	576-2419	車	
十勝総合振興局 地域政策課	地域政策課長	帯広市東3条南3丁目	0155 24-3111	防災無線	車
帯広開発建設部 治水課	治水課長	帯広市西4条南8丁目	0155 24-4121	車	
帯広開発建設部 池田河川事務所	所長	池田町字利別東町	572-2661	〃	
帯広開発建設部 帯広道路事務所	所長	幕別町札内西町73番地6	0155 25-1250	〃	
帯広建設管理部 浦幌出張所	所長	浦幌町字万年286番地13	576-2132	〃	
十勝総合振興局 森林室	所長	浦幌町字東山町	576-2165	徒歩	
浦幌町農業協同組合	組合長	浦幌町字新町	576-4011	〃	
浦幌町森林組合	〃	浦幌町字帯富98番地9	576-2409	車	
浦幌町商工会	会長	浦幌町字本町	576-2186	〃	
大津漁業協同組合 厚内支所	支所長	浦幌町字厚内	578-2211	〃	
ほくでんサービス店	所長	浦幌町字宝町	576-3528	〃	
日本郵便(株) 浦幌郵便局	局長	浦幌町字桜町	576-2560	徒歩	
池田警察署	署長	池田町西3条6丁目	572-0110	車	
J R 浦幌駅	駅長	浦幌町字本町	576-2018	〃	

第5節 水防活動

第1 水防非常配備体制

(町の非常配備体制)

町の非常配備体制は、Ⅱ 自然災害対策編 第2章第2節「防災活動体制」に準じるものとする。

(非常配備を指令したときの措置)

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、十勝総合振興局長及び帯広建設管理部長に報告するものとする。

第2 監視及び警戒

(常時監視)

水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

地区別巡視責任者は次のとおりである。

地 区	担当する河川等	巡視担当者	巡視員の数
浦幌・中浦幌地区	浦幌川及び左記地区内河川	土木係長	} 12人
下浦幌地区	十勝川・浦幌川及び左記地区内河川	維持係長	
厚内地区	厚内川・直別川及び左記地区内河川	管理係長	
上浦幌地区	浦幌川及び左記地区内河川	上浦幌支所長	4人

※ 巡視員の員数については、各河川の状況により増減することができる。

(非常監視及び警戒)

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するものとする。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- 1 裏法で漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- 2 表法で水当りの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- 3 天端の亀裂又は沈下
- 4 堤防の越水状況
- 5 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- 6 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常

第3 警戒区域

(警戒区域の設定)

法第21条に基づき消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外に対してその区域の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

前項に定めた場所において、消防機関に属するものがないとき、又はこの者から要求があったときは警察官は消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

(警戒区域設定の報告)

警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、消防機関の長及び警察署長に報告するものとする。

第4 水防作業

(水防作業)

水防工法を必要とする異状事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

水防工法の種類は別に定めるものとする。

第5 避難及び立退き

(避難及び立退きの指示)

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、「浦幌町地域防災計画」Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第3「避難対策」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のため立退くべきことを指示するものとする。なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、速やかに北海道知事（十勝総合振興局長）及び池田警察署長に通知するものとする。解除公示した場合も同様とする。

(警察の避難の指示)

警察官は、水防管理者が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

(避難及び立退きの順序)

避難及び立退きの順序は、「浦幌町地域防災計画」Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第3「避難対策」によるものとする。

(避難者の輸送)

避難者の輸送は、「浦幌町地域防災計画」Ⅱ 自然災害対策編 第2章第5節第3「輸送対策」によるものとする。

(避難場所の指定)

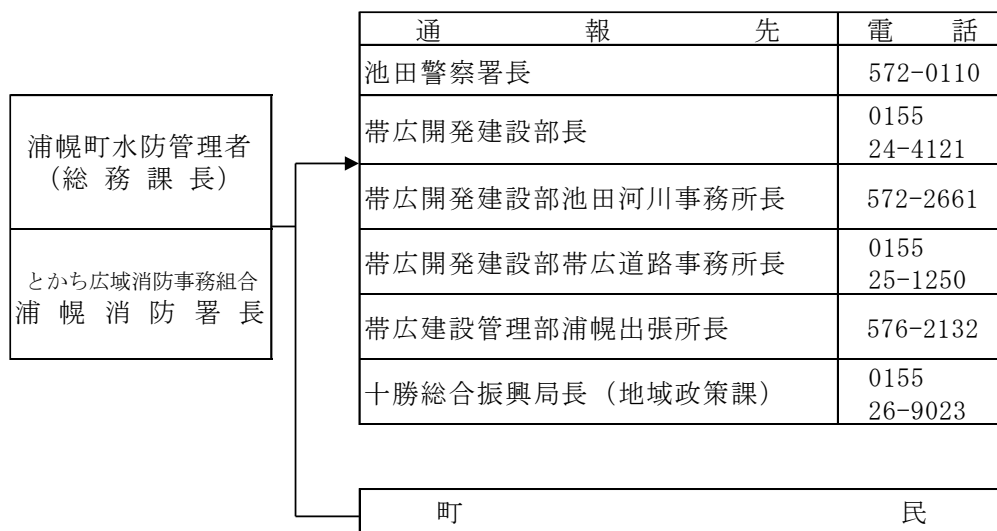
避難場所は、「浦幌町地域防災計画」Ⅱ 自然災害対策編 第2章第3節第4「救助救出活動」によるものとする。

第6 非常輸送**(水防資器材、人員等の非常輸送)**

非常の場合の資器材、人員等の輸送は、「浦幌町地域防災計画」Ⅱ 自然災害対策編 第2章第5節第3「輸送対策」によるものとする。

第7 決壊通報**(決壊通報)**

水防に際し堤防等が決壊した場合には、水防管理者、消防機関の長は直ちに次により通報するものとする。



第8 水防信号

(水防信号)

法第20条の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 ○— ○— ○— ○— 休止	警戒水位に達したときに発 する信号
出 動 第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒 5秒 ○— ○— ○— ○— 休止	水防管理団体及び消防機関 に属する者全員出動信号
出 動 第2信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 ○— ○— ○— ○— 休止	水防管理団体の区域内に居 住する者の出動信号
危険信号	乱 打	1分 5秒 ○— ○— ○— ○— 休止	必要を認めた地域内の居住 者の避難立退きを知らせる 信号
備 考	1 信号継続時間は適宜とする。 2 必要があれば警鐘、サイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知せしめるものとする。		

第6節 費用負担と公用負担及び公務災害補償

第1 費用負担

(費用負担)

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と協議して定めるものとする。

第2 公用負担

(公用負担)

法第28条の規定により、公用負担命令を行うときは、別記第1様式による公用令書を交付して行うものとする。

- 1 水防のため必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時借用
 - (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
 - (3) 車馬その他運搬具又は器具の使用
 - (4) 工作物その他障害物の処分
- 2 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、また、これ等の者の命を受けた者は、別記第1様式に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。
- 3 公用負担の権限を行使する者は、別記第2様式に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

■別記第1様式

第 号
公用負担権限委任証
住 所
職 名
氏 名
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。
平成 年 月 日
委任者 氏名 ㊟

縦9 cm

横6 cm

■別記第2様式

第 号
公用負担命令書
住 所
氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。
1 目的物
(1) 所在地
(2) 名称
(3) 種類
(4) 数量
2 負担内容
(使用、収容、処分等について詳記すること)
平成 年 月 日
命令者 職 氏名 ㊟

(損失補償)

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条2項の規定により損失を補償しなければならない。

第3 公務災害補償

(公務災害補償)

消防団員等が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、北海道市町村総合事務組合市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年2月13日条例第2号）の定めるところにより補償するものとする。

第7節 水防報告

(水防報告)

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局に報告するものとする。

- 1 消防の機関を出動させたとき
- 2 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- 3 その他必要と認める事態が発生したとき

(水防活動実施報告)

水防管理団体は、水防活動が終了したときは速やかに記録を整理するとともに、別記様式による水防活動実施報告を翌月5日までに十勝総合振興局長に2部提出するものとする。

水防活動実施報告書

(振興局) 年 月

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材25万以上使用団体分			備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	使用資材費			
						主要資材	その他資材	計	
支庁分前回迄	—	人	円	円	円				
月分	—	—							
小計									
累計	—	—							
水防管理団体分前回迄									
月分									
小計									
累計							円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 4 備考欄には、具体的災害名（台風第〇〇号、低気圧による大雨等）を記入のこと。

第 8 節 水防訓練

(水防訓練)

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。